



「さいたま市週休2日制適用工事」実施要領を改定します



建設業における週休2日制の定着を目指し、平成29年度よりスタートした土木工事における取組みについて、令和7年10月から「さいたま市週休2日制適用工事」実施要領を改定します。主な改定内容は、**週単位の週休2日の追加、交替制の新設**となります。

改定の概要

1. 対象となる工事

原則として**全ての土木工事**を対象とします。

なお、現場着手日から現場完了日までが**1週間未満**の工事や、単価請負契約工事等の緊急対応が求められる工事等は適用除外となる場合があります。

2. 週休2日の取組み方法

週休2日工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式。

・週休2日の分類

→週単位の週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日

週休2日工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式。

・週休2日の分類

→週単位の週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日

3. 入札公告

入札公告時に週休2日工事の現場閉所型または交替制である旨を明示します。

4. 経費の補正

当初の設計金額においては、各取組み（現場閉所型・交替制）における週単位の週休2日を達成した場合の経費が既に補正されています。

なお、達成状況に応じて設計変更（減額）を行う場合があります。

5. 連絡事項

実施にあたっては、「さいたま市週休2日制適用工事」に係る要領に定める書類を御提出ください。

さいたま市のホームページでは各種様式のダウンロードや、Q&Aの確認をすることができます。

さいたま市 週休2日

検索



【お問い合わせ先】さいたま市 建設局 技術管理課

TEL : 048-829-1515 FAX : 048-829-1988 E-mail : gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp